

令和4年度（9月） 第6回浜北区協議会 次第

日時：令和4年9月22日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

1 開 会

2 議 事

(1) 諮問事項

令和5年度浜北区役所費予算要求の概要について **【資料1】※当日配布**

(2) 協議事項

ア 浜松市 DX 推進計画（案）のパブリック・コメントの実施について

【資料2】

イ 浜北区協議会推薦会の設置等について **【資料3】**

3 その他

(1) その他

(2) 次回開催日程について

4 閉 会

第 8 号様式

浜市協第 102 号

令和 4 年 9 月 22 日

浜北区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友



区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 別紙第 9 号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第 9 号様式に記載された期限のとおり

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和5年度区役所費予算要求の概要				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和5年度浜松市予算の編成に関して、浜北区役所費の予算要求を行う。</p> <p>各政策・事業の選択と集中を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、中期財政計画に基づく規律ある財政運営を行い、デジタル・スマートシティの推進、持続可能な社会への対応を始めとした必要な諸施策を積極的に推進していく。</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	令和5年度浜北区区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申 令和4年10月				
担当課	浜北区振興課	担当者	大林 克彦	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和5年度 浜北区役所費 予算要求の概要

浜北区役所
(単位：千円)

費用項目	5年度 当初予算要求額 (単位：千円) ※	4年度 当初予算額 (単位：千円)	増減	事業の内容	5年度当初予算要求の 主な増減内容等
浜北区役所費	280,291	423,348	△ 143,057	※職員の人件費等は除く。	
区管理運営事業	124,371	288,233	△ 163,862	庁舎、公用車の維持管理等に要する経費	【庁舎維持管理事業】 前年比 165,337千円減 ・なゆた浜北修繕負担金
協働センター管理運営事業	40,455	37,814	2,641	浜名、北浜南部、中瀬、亀玉協働センター及び浜名協働センター付設体育館の維持管理に要する経費	・光熱水費 ・委託料（樹木管理）
収入印紙売りさばき事業	11,852	12,917	△ 1,065	浜北区役所での登記関係証明用収入印紙の売りさばきに要する経費	
区協議会運営事業	134	134	0	区協議会の開催等に要する経費	
行政連絡文書配布事業	40,231	39,160	1,071	行政連絡文書の配布等を浜北区自治会連合会に委託する経費等	配達業務
自治会振興事業	31,141	19,137	12,004	自治会集会所整備助成、防犯灯設置維持管理助成	【自治会集会所整備費助成事業】 R5 新築1件、改修3件 R4 新築1件、改修0件
地域力向上事業	12,729	12,602	127		
市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）	3,000	3,000	0	住みよい地域を実現するため、団体の提案に基づき、団体が主体的に取り組む事業に対し助成する事業	
区民活動・文化振興事業	9,129	8,932	197	地域の活性化や文化振興のため、市民協働により実施する事業	
区課題解決事業	600	670	△ 70	区内の課題を解決するため、市民協働により実施する事業	
遠州はまきた飛竜まつり開催事業	11,011	9,351	1,660	遠州はまきた飛竜まつりの警備、会場設営等に対する負担金	
浜北万葉まつり開催事業	4,000	4,000	0	万葉まつり及び関連イベントを開催するための経費	
（新規）区再編準備事業	4,367	0	4,367	区再編に係る臨時経費	区役所名変更に伴う外壁表示等工事

※令和5年度当初予算要求額は令和4年9月22日現在の額であり、変更になる場合があります。

令和5年度 地域力向上事業・区大事業について

浜北区役所
(単位：千円)

事業名	5年度 当初予算要求額 (単位：千円) ※	4年度 当初予算額 (単位：千円)	増減	事業の内容	5年度当初予算要求の 主な増減内容等
地域力向上事業	12,729	12,602	127		
市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）	3,000	3,000	0		
区民活動・文化振興事業	9,129	8,932	197		
浜北区市民文化祭開催事業	1,536	1,536	0	市民の生涯学習・芸術文化活動成果の発表と鑑賞のため、絵画などの作品展示、舞踊などの舞台発表等を実施する。	
浜北産業祭開催事業（負担金）	4,711	4,500	211	地域の商業、工業、農業などの企業・団体等の出展を行う。併せて集客イベントを開催する。	会場使用料
浜北青少年健全育成事業	1,282	1,282	0		
エルネットファミリー	491	491	0	小学生を対象に、科学的学習、風習や伝統的な行事の体験、工場見学など、偏りのない幅広い体験学習を実施する。	
青少年活動推進	367	367	0	青少年指導者養成講座の実施、広報誌「青少年の窓」の発行、他の青少年活動への支援・協力を行う。	
星を見るつどい	99	99	0	星座の紹介、星空ミニコンサート、望遠鏡の使い方などの学習を行う。	
浜松市浜北青少年リーダー養成講習会	325	325	0	中学生や高校生を対象に青少年健全育成活動指導者をサポートするサブリーダーを養成するための講座を連続的に開催する。 (28年度から「小中学生体験学習」事業も含む)	

	みどりのまち推進事業	1,600	1,614	△ 14		
	浜北植木まつり支援事業 (負担金)	545	545	0	植木、園芸関係資材及び農畜産物の展示・即売会や催し物を開催する。	
	はまきたグリーンフェスタ 開催事業	800	800	0	植木や花苗オークション、押し花教室、木工教室、コンサート、緑の募金、子供緑日などを開催する。	
	みどりを守り育てる運動	255	269	△ 14	町内会等が実施する公園や遊園地などの緑地管理(除草、施肥等)に対する報償金(15円/m ² 以内)を交付する。	消耗品費
	区課題解決事業	600	670	△ 70		
	健康づくり事業	0	70	△ 70	健康意識の啓発を図るため、市のイベント会場(浜北区内)で健康づくりの普及啓発事業を実施する。	本課予算にて対応
	協働センターを核とした地域 課題解決事業	600	600	0	協働センター単位などの区よりも小さな単位での地域課題解決を図るための事業を実施する。	市民協働・地域政策課からの組替予定
	遠州はまきた飛竜まつり開催事業 (負担金)	11,011	9,351	1,660	浜北凧揚げ、飛竜火まつり等各種イベントを開催する。	雑踏警備
	浜北万葉まつり開催事業	4,000	4,000	0	万葉まつり等を開催する。	

※令和5年度当初予算要求額は令和4年9月22日現在の額であり、変更になる場合があります。

区 協 議 会

区 分	□諮問事項		☑協議事項	□報告事項	
件 名	浜松市 DX 推進計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課 題等）	<p>○策定趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の各種法律（官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等）の制定や、総務省「自治体 DX 推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ策定。 デジタル・ガバメント（電子行政）や官民のデータ活用を本計画に基づき効果的に推進し、取組を加速する。 デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第2項「基本指針（デジタル・スマートシティ構想）に基づく計画の策定」として、本計画を策定する。 <p>○背景</p> <p>【国の動向】</p> <p>2016年12月 官民データ活用推進基本法の施行 2019年12月 デジタル手続法の施行 2020年12月 総務省「自治体 DX 推進計画」策定 2021年9月 デジタル社会形成基本法の施行、デジタル庁設立</p> <p>【本市の取組】</p> <p>2021年3月 デジタル・スマートシティ構想の策定 2022年7月 デジタルを活用したまちづくり推進条例の施行</p>				
対 象	全区協議会				
内 容	<p>浜松市 DX 推進計画（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p><目指す方向性></p> <p>人に寄り添ったデジタル活用 ～安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現～</p> <p><基本的考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人が中心、デジタルは手段 ② 個人情報の保護とプライバシーへの配慮 ③ 変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の变革） ④ 小さく始めて、改善を繰り返す ⑤ システム所有からサービス利用へ <p><取組項目></p> <p>「デジタル活用による市民サービスの向上」及び「自治体の生産性向上」の2つの項目について、行政手続きのオンライン化の推進やデジタル活用による業務改革の推進等、計16の具体的な取組を記載</p>				
備 考	案の公表、意見募集		令和4年9月15日～10月14日		
	市の考え方公表		令和4年11月		
	実施時期または施行時期		令和5年1月1日（予定）		
担当課	デジタル・スマート シティ推進課	担当者	三岡 由莉	電話	457-2454

浜松市 DX 推進計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市 DX 推進計画 (案)」とは

国の各種法律(官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等)の制定や、総務省「自治体 DX 推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ、本市のデジタル・ガバメント(電子行政)や官民のデータ活用を効果的に推進し、取組を加速していくための計画です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年9月15日(木)～令和4年10月14日(金)

3. 案の公表先

デジタル・スマートシティ推進課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	デジタル・スマートシティ推進課(市役所本館5階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 デジタル・スマートシティ推進課あて
② 電子メール	dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp
③ FAX	053-457-2028

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年11月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課

(TEL 053-457-2454)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要・

●浜松市 DX 推進計画【本書】(案)

●浜松市 DX 推進計画【解説版】(案)

1	はじめに	… P 3
2	推進体制等	… P 4
3	目指す方向性と基本的考え方	… P 5～P 6
4	目指す方向性を達成するための取組項目	… P 7
5	取組項目	
	(1) デジタル活用による市民サービス向上の取組	… P 8～P 17
	(2) 自治体の生産性向上の取組	… P 18～P 23
6	用語の解説	… P 24～P 25

●意見提出様式(参考)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市 DX 推進計画（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の各種法律（官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等）の制定や、総務省「自治体 DX 推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ策定。 ・ デジタル・ガバメントや官民のデータ活用を本計画に基づき効果的に推進し、取組を加速する。 ・ デジタルを活用したまちづくり推進条例第 6 条第 2 項「基本指針(デジタル・スマートシティ構想)に基づく計画の策定」として、本計画を策定する。
策定に至った背景・経緯	<p>【国の動向】</p> <p>2016 年 12 月 官民データ活用推進基本法の施行</p> <p>2019 年 12 月 デジタル手続法の施行</p> <p>2020 年 12 月 総務省「自治体 DX 推進計画」策定</p> <p>2021 年 9 月 デジタル社会形成基本法の施行及びデジタル庁の設立</p> <p>【本市の取組】</p> <p>2021 年 3 月 デジタル・スマートシティ構想の策定</p> <p>2022 年 7 月 デジタルを活用したまちづくり推進条例の施行</p>
立案した際の 実施機関の 考え方及び論点	「人口減少・少子高齢化」や「デジタル化の急速な進展」等の社会情勢の中で、「人に寄り添ったデジタル活用」を目指し、デジタル活用による市民サービスの向上や自治体の生産性向上を実現する。
案のポイント	<p><目指す方向性></p> <p>人に寄り添ったデジタル活用</p> <p>～安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現～</p> <p><基本的考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人が中心、デジタルは手段 ② 個人情報の保護とプライバシーへの配慮 ③ 変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の変革） ④ 小さく始めて、改善を繰り返す ⑤ システム所有からサービス利用へ <p><取組項目></p> <p>「デジタル活用による市民サービスの向上」及び「自治体の生産性向上」の 2 つの項目について、行政手続きのオンライン化の推進やデジタル活用による業務改革の推進等、計 16 の具体的な取組を記載</p>
関係法令・ 上位計画など	<p>関係法令：官民データ活用推進基本法、デジタル社会形成基本法</p> <p style="text-align: center;">浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例</p> <p>関連計画等：浜松市デジタル・スマートシティ構想</p>
計画の策定 スケジュール (予定)	<p>案の公表、意見募集開始 令和 4 年 9 月 15 日</p> <p>意見募集終了 令和 4 年 10 月 14 日</p> <p>市の考え方公表 令和 4 年 11 月</p> <p>実施時期または施行時期 令和 5 年 1 月 1 日（予定）</p>

■ はじめに

策定趣旨

- ・国の各種法律（官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等）の制定や総務省「自治体DX推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ策定。
- ・デジタル・ガバメント（電子行政）や官民データの活用を本計画に基づき効果的に推進するとともに取組を加速する。

背景

<社会情勢>

- ・人口減少、少子高齢化
- ・成熟社会、価値の多様化
- ・With/Afterコロナのニューノーマル時代
- ・国民生活におけるデジタル化の進展

<国の動向>

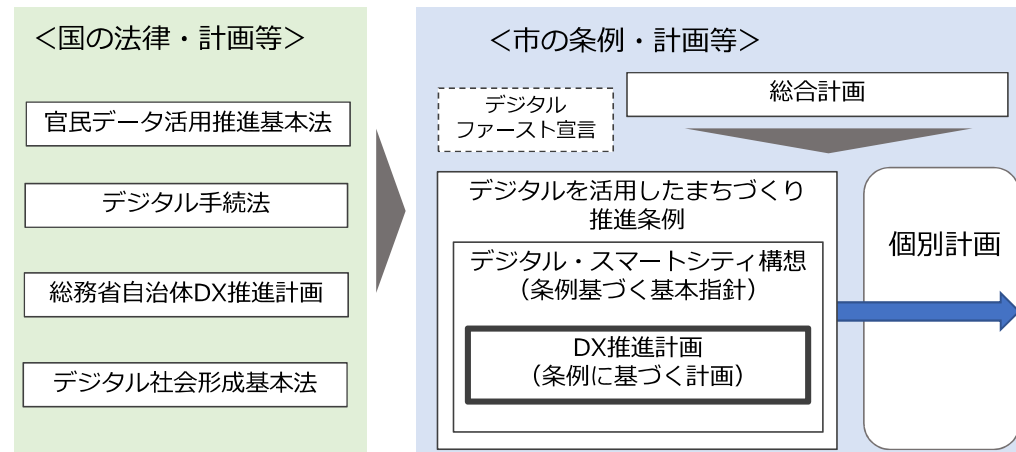
- ・2016年12月 官民データ活用推進基本法の施行
- ・2019年12月 デジタル手続法の施行
- ・2020年12月 総務省「自治体DX推進計画」策定
- ・2021年9月 デジタル社会形成基本法の施行及びデジタル庁の設立

<本市の取組>

- ・2019年10月 デジタルファースト宣言
- ・2020年4月 体制整備（庁内・庁外）
- ・2021年3月 デジタル・スマートシティ構想の策定
- ・2022年7月 デジタルを活用したまちづくり推進条例の施行

位置付け

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第2項に基づく計画及び官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画として位置付けます。また、浜松市情報化基本方針は、本計画に統合します。



計画期間

2023年1月～2025年3月

※計画期間内において、情報通信技術（ICT）や政策の進展により適宜計画内容を見直します。

■ 推進体制等

推進体制

<庁内体制>

デジタル・スマートシティ推進本部

（本部長：市長、事務局：デジタル・スマートシティ推進課）

<外部人材の活用>

効果的にDXを推進するため、浜松市フェローなど積極的に外部人材を活用します。

人材育成

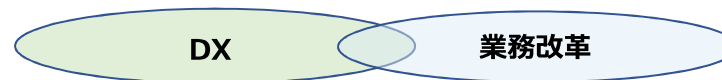
DX人材に求められる知識、スキル、意識等を身につけるため、体系的に人材育成を行います。

データを活用した政策立案や評価の推進

行政の効率化、高度化を図るため、客観的証拠となる統計等のデータを整備し、証拠に基づく政策立案（EBPM）や評価へのデータ活用を進めます。

DXと業務改革を一体的に推進

単にデジタルツールを活用するのではなく、市民目線で行政サービスを設計するとともに、業務プロセスの見直しをはじめ業務改革とDXを一体的に推進します。



情報セキュリティの確保等

<情報セキュリティの確保>

「浜松市情報セキュリティポリシー」に基づき情報セキュリティの維持・向上に努めます。

<ICTガバナンス（管理）の確立>

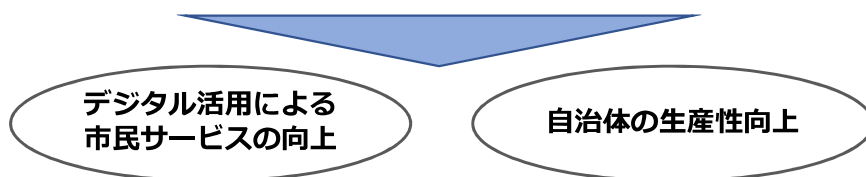
「情報システムの企画・調達・運用に関する適正化ガイドライン」（2022年4月策定）に沿って情報システム等を調達し、システムの品質向上や調達プロセスの標準化・透明性の確保、情報化に要する経費の抑制を図ります。

■ 目指す方向性と基本的考え方

社会情勢 「人口減少・少子高齢化」「変化のスピードが速い」「成熟社会・価値の多様化」「デジタル化の急速な進展」

目指す方向性

人に寄り添ったデジタル活用
 ～安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現～



人に寄り添ったデジタル活用のイメージ



基本的考え方

- ① 人が中心、デジタルは手段
- ② 個人情報の保護とプライバシーへの配慮
- ③ 変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の変革）
- ④ 小さく始めて、改善を繰り返す
- ⑤ システム所有からサービス利用へ

■ 取組事項の体系

【デジタル活用による市民サービスの向上】

- ① 行政手続きのオンライン化の推進
- ② 書かないワンストップ窓口の推進
- ③ キャッシュレス決済の推進
- ④ 電子契約・電子請求の推進
- ⑤ 情報発信や相談等のスマート化
- ⑥ デジタルを活用したコミュニケーションのUD化
- ⑦ デジタル活用のサポート
- ⑧ オープンデータ化の推進
- ⑨ マイナンバーカードの普及及び利活用
- ⑩ セキュリティ及び個人情報の適切な取扱いの確保

【自治体の生産性向上】

- ① LGX推進に向けた組織・職員意識の変革
- ② LGX推進に向けたインフラ環境の整備
- ③ テレワーク等柔軟な執務環境の整備
- ④ ペーパーレス化の推進
- ⑤ 情報システムの標準化・共通化
- ⑥ デジタル活用による業務改革の推進



浜松市DX推進計画【解説版】(案)

Digital Smart City HAMAMATSU



1	はじめに	・・・ P3
2	推進体制等	・・・ P4
3	目指す方向性と基本的考え方	・・・ P5
4	目指す方向性を達成するための取組項目	・・・ P7
5	取組項目	
	（1）デジタル活用による市民サービス向上の取組	・・・ P8
	（2）自治体の生産性向上の取組	・・・ P18
6	用語の解説	・・・ P24

1 はじめに

策定趣旨

- ・国の各種法律（官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等）の制定や総務省「自治体DX※推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ策定。
- ・デジタル・ガバメント（電子行政）や官民データ※の活用を本計画に基づき効果的に推進するとともに取組を加速する。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）：

先端技術やデータを活用して、組織や仕組み等を抜本的に変革すること。

※官民データ：

行政機関や事業者等が事務や事業を遂行するにあたり利用・提供されるデータ

背景

<社会情勢>

- ・人口減少、少子高齢化
- ・成熟社会、価値の多様化
- ・With/Afterコロナ※1のニューノーマル※2時代
- ・国民生活におけるデジタル化の進展

<国の動向>

- ・2016年12月 官民データ活用推進基本法の施行
- ・2019年12月 デジタル手続法の施行
- ・2020年12月 総務省「自治体DX推進計画」策定
- ・2021年9月 デジタル社会形成基本法の施行及びデジタル庁の設立

<本市の取組>

- ・2019年10月 デジタルファースト宣言※3
- ・2020年4月 体制整備（庁内・庁外）
- ・2021年3月 デジタル・スマートシティ構想※4の策定
- ・2022年7月 デジタルを活用したまちづくり推進条例※5の施行

位置付け

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第2項に基づく計画及び官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画として位置付けます。

また、浜松市情報化基本方針※は、本計画に統合します。

※浜松市情報化基本方針：

2019年2月策定。浜松市総合計画の各分野における政策の実現をICTの観点から推進するための方針。

<国の法律・計画等>

官民データ活用推進基本法

デジタル手続法

総務省自治体DX推進計画

デジタル社会形成基本法

<市の条例・計画等>

デジタル
ファースト宣言

総合計画

デジタルを活用したまちづくり
推進条例

デジタル・スマートシティ構想
(条例に基づく基本指針)

DX推進計画
(条例に基づく計画)

個別計画

計画期間

2023年1月～2025年3月

※計画期間内において、情報通信技術（ICT）や政策の進展により適宜計画内容を見直します。

2 推進体制等

推進体制

<庁内体制>

デジタル・スマートシティ推進本部※

(本部長：市長、事務局：デジタル・スマートシティ推進課)

デジタル・ガバメント分野

※各取組において
適宜プロジェクトチームを設置

デジタル・スマートシティ

推進WG※

■デジタル・スマートシティ推進本部にて、本計画の進捗管理を行います。

※デジタル・スマートシティ推進本部：

デジタルを活用した都市の最適化や市民サービスの向上に向けたデジタル・スマートシティ政策の企画及び庁内調整を行うことを目的として設置。市長を本部長、副本部長をデジタルを所管する副市長とする。

※デジタル・スマートシティ推進WG：

デジタル・スマートシティ政策に関する、個別・具体的な施策の調整及び検討を行う目的で設置。関連する課の職員で構成。

<外部人材の活用>

効果的にDXを推進するため、浜松市フェロー※など積極的に外部人材を活用します。

※浜松市フェロー：

デジタル技術やデータ活用、デジタル・マーケティングその他のデジタル・スマートシティに関する専門的知識、経験等を有する者のうち、本市のデジタル・スマートシティ推進に関して、専門的立場から支援、助言を行う者。

人材育成

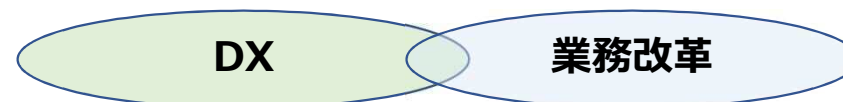
DX人材に求められる知識、スキル、意識等を身につけるため、体系的に人材育成を行います。

データを活用した政策立案や評価の推進

行政の効率化、高度化を図るため、客観的証拠となる統計等のデータを整備し、証拠に基づく政策立案（EBPM）や評価へのデータ活用を進めます。

DXと業務改革を一体的に推進

単にデジタルツールを活用するのではなく、市民目線で行政サービスを設計するとともに、業務プロセスの見直しをはじめ業務改革とDXを一体的に推進します。



情報セキュリティの確保等

<情報セキュリティ※の確保>

「浜松市情報セキュリティポリシー※」に基づき情報セキュリティの維持・向上に努めます。

※情報セキュリティ：

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること

※浜松市情報セキュリティポリシー：

浜松市情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準

<ICTガバナンス（管理）の強化>

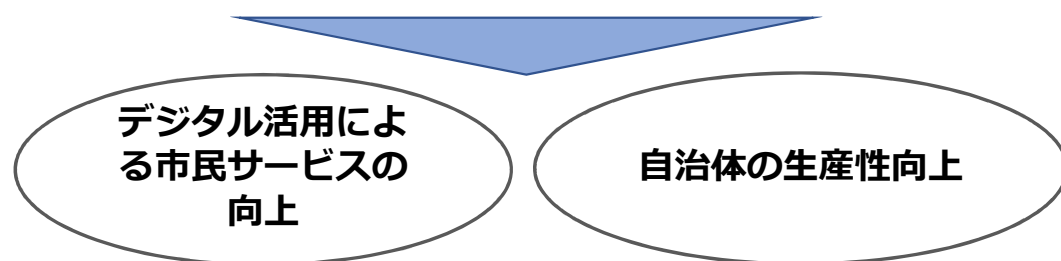
「情報システムの企画・調達・運用に関する適正化ガイドライン」（2022年4月策定）に沿って情報システム等を調達し、システムの品質向上や調達プロセスの標準化・透明性の確保、情報化に要する経費の抑制を図ります。

3-1 目指す方向性と基本的考え方

社会情勢 「人口減少・少子高齢化」「変化のスピードが速い」「成熟社会・価値の多様化」「デジタル化の急速な進展」

目指す方向性

人に寄り添ったデジタル活用
～安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現～



人に寄り添ったデジタル活用のイメージ



基本的考え方

- ① 人が中心、デジタルは手段
- ② 個人情報の保護とプライバシーへの配慮
- ③ 変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の変革）
- ④ 小さく始めて、改善を繰り返す
- ⑤ システム所有からサービス利用へ

3-2 基本的考え方

1

～人が中心、デジタルは手段～

デジタルはあくまで手段であり、人に寄り添いデジタルを活用し、安全・安心、便利で快適な市民サービスを実現します。

2

～個人情報の保護とプライバシーへの配慮～

情報通信技術を用いた情報の活用においては、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人のプライバシーの保護に配慮して取り組みます。

3

～変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の変革）～

これまでの組織・制度・職員意識の変革を図り、社会情勢の変化、市民ニーズの多様化に柔軟に対応し、新たな価値を創出していきます。

4

～小さく始めて、改善を繰り返す～

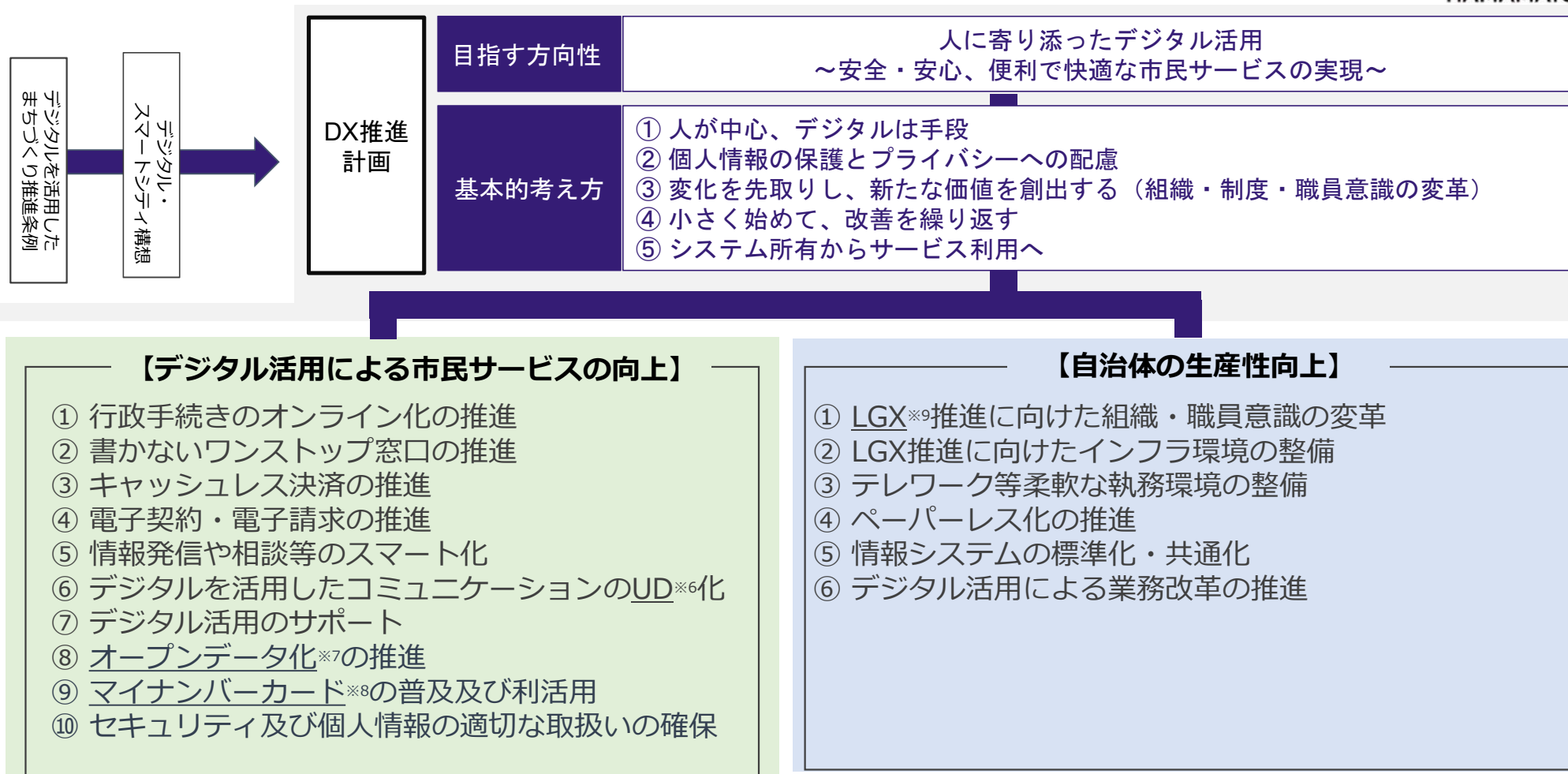
様々な取組を迅速かつ小さく始め、改善を繰り返しながらより良くしていきます。

5

～システム所有からサービス利用へ～

独自にシステムを構築・所有するのではなく、クラウド上のサービスの利用を基本とし、時代やニーズの変化に柔軟に対応していきます。

4 目指す方向性を達成するための取組項目



5-（1） デジタル活用による市民サービス向上の取組

1 行政手続きのオンライン化の推進

<概要>

市役所に来庁しなくても手続きが完了するなど、市民の利便性向上並びに行政運営の効率化を図るため、行政手続き等のオンライン化を推進する。

<取組内容>

- ① 2022年度末までを強化期間に設定し、集中的にオンライン化を推進
 - ・汎用電子申請システム※10の導入
 - ・申請フォーム作成に関する研修等の実施
- ② 市民の利便性を一層高め、オンライン手続きの利用率を向上
 - ・本人確認や添付書類提出の必要性等、手続きの見直し
 - ・開始したオンライン手続きの効果的な周知
 - ・利用率向上のため、申請フォームの継続的な改善

<KPI、ロードマップ>

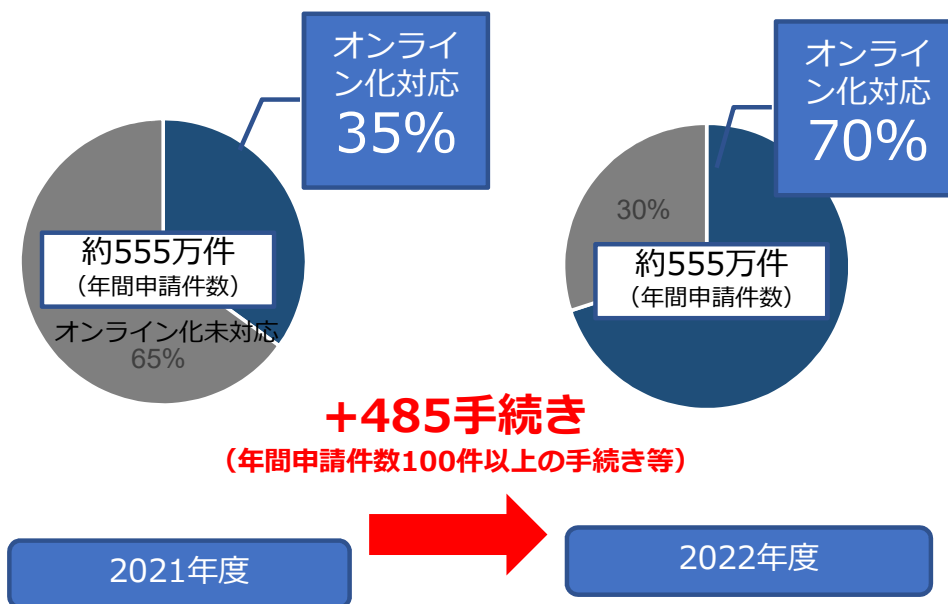
KPI	年間の申請件数を基にしたオンライン化率（件数ベース）・オンライン利用率
	2022年度：【オンライン化率】約70%（件数ベース） 【オンライン利用率】強化期間におけるオンライン化後にKPIを設定
	2024年度：【オンライン化率】約73%（件数ベース） 【オンライン利用率】強化期間におけるオンライン化後にKPIを設定

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	手続き現状調査	汎用電子申請システムを導入・運用 操作研修	利用率等計測・分析・評価
			利用率等計測・分析・評価
②	手続きの見直し		
		申請フォームの継続的な改善 オンライン化手続きの効果的な周知	

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課

申請件数に対するオンライン化対応の割合



5-（1） デジタル活用による市民サービス向上の取組

2

書かないワンストップ窓口の推進

<概要>

市民が届出書等の記入などにかかる手間を省き、署名だけで手続きができる「書かないワンストップ窓口」の推進により市民満足度の向上と業務の効率化を図る。

<取組内容>

- ① 書かないワンストップ窓口を実現するためのシステムを導入
 - ・ 2023年2月に証明交付業務へ導入
 - ・ 2023年6月に届出業務へ導入
- ② 現状業務を見直し、窓口業務の一連の流れを効率化

実践・評価分析・検討・改善のサイクルで、より良い窓口へ改善

<KPI、ロードマップ>

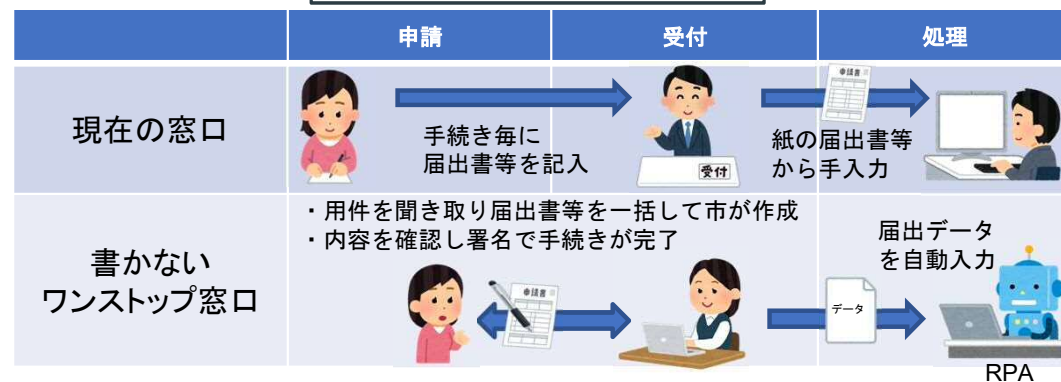
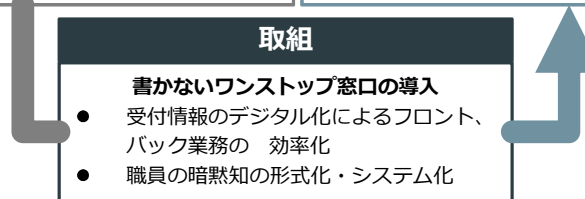
KPI	2022年度：書かないワンストップ窓口を導入
	2024年度：届出業務における窓口待ち時間を1件当たり10分短縮（導入前対比）

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	システム調達	書かないワンストップ窓口導入（証明交付）	書かないワンストップ窓口導入（届出）
②	業務見直し・環境整備	継続的な窓口のアップデートを実施	

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課

現状	目指す姿
複雑で難しい手続き／来庁者を待たせる窓口 <ul style="list-style-type: none"> ● 紙の届出書の記入誤りによる手戻り、確認作業、システム入力作業等の業務に負担がかかる ● 窓口対応時間に比例して来客者が待つ時間も増加 ● ワンストップ対応による判断の複雑化、業務属人化 	簡単でやさしい手続き／来庁者を待たせない窓口 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 窓口の一連の業務を最適化し対応時間を短縮 ✓ 来庁者の待ち時間を減らし、市民満足度を向上 ✓ どんな職員でも一定の品質・スピードで業務遂行



5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

3

キャッシュレス決済の推進

<概要>

キャッシュレス化の需要の高まりに対応し、市民サービスの向上を図るとともに、職員の現金の取り扱いにおける時間や手間を削減し業務効率化を図る。

<取組内容>

- ① **直営施設**※11
 - ・2022年度末までに手数料等を取り扱う施設全てに導入
 - ・施設管理システム更新に合わせて、貸館施設への導入拡大
- ② **指定管理施設**※12
 - ・導入支援策（手数料を交付金で負担）等を実施し、対応施設を拡大

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度末：累計73窓口に導入（直営施設：66 指定管理施設：7）
2024年度末：累計184窓口に導入（直営施設：110 指定管理施設：74）

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	区役所・協働センターの窓口へ導入拡大	貸館施設における予約システムの更新向け調整（キャッシュレス対応）	貸館施設への導入拡大
②	導入支援策による施設の拡大		

<取組イメージ>



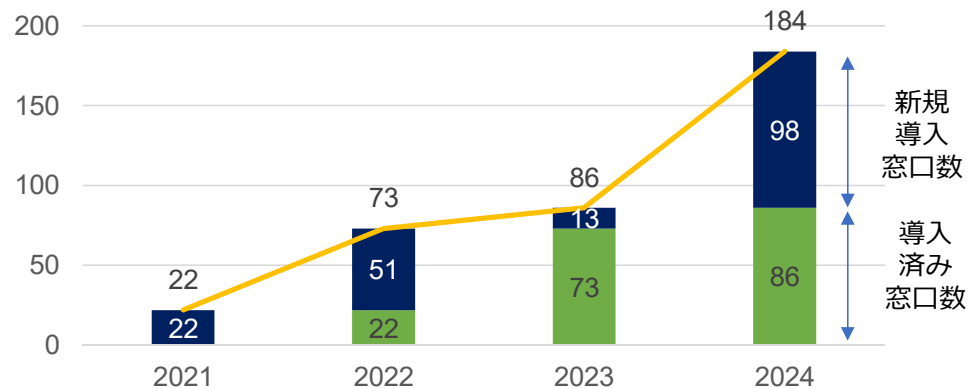
所管：デジタル・スマートシティ推進課
アセットマネジメント推進課
情報システム課

多くの窓口、業務（手数料、利用料、使用料）でキャッシュレス対応！

現金決済に加えてキャッシュレス決済でも支払いが可能に

(導入窓口数)

キャッシュレス決済導入窓口の導入推移



5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

4

電子契約・電子請求の推進

<概要>

契約・請求の電子化により事業者の利便性向上、内部事務の効率化を図る。

<取組内容>

① 電子契約

事業者がシステム導入において大きな投資とならないよう、また、国、県、他都市が使用するシステムとの互換性・連動性において、実証実験を行いながら導入システムを選択し、本格導入を目指す。

② 電子請求

- ・国が推進するインボイス制度(適格請求書等保存方式:2023年10月開始)に沿った形で電子請求を導入。
- ・電子請求の実証実験やシミュレーションを行い、試験導入を踏まえ、2023年10月の本格導入を目指す。

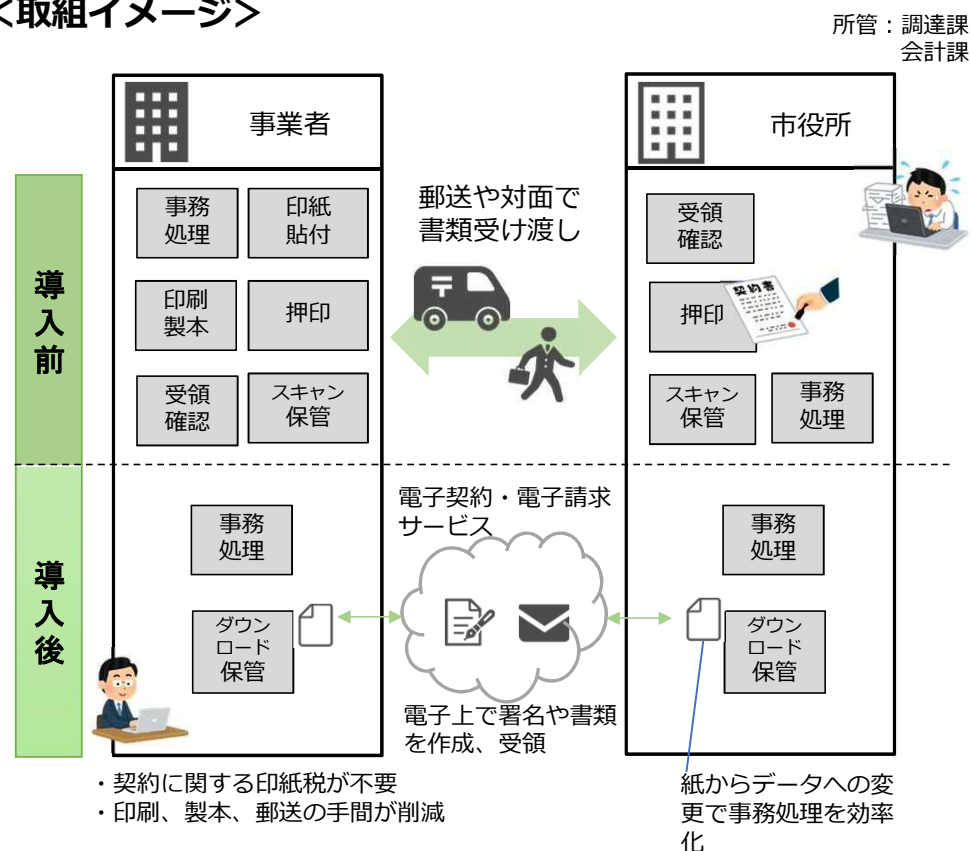
<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度：電子契約の本格導入と電子請求の導入に向けた規則改正
(本格導入後にKPIを設定)

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	【試験運用】	【本格導入】 対象：工事契約・物品契約の一般競争入札・公募型見積合わせ	
②	【規則改正】	【試験運用】	【本格導入】

<取組イメージ>



5-（1） デジタル活用による市民サービス向上の取組

5

情報発信や相談等のスマート化

<概要>

ホームページやSNS※13、アプリといった各種デジタル広報媒体の活用により、市政情報の積極的な発信、利用者の希望する情報の受信などを実現するほか、LINEチャットボット※14による案内・相談の総合案内化を目指すなど、市民サービスの向上を図る。

<取組内容>

① 各種デジタル広報媒体の活用

様々なデジタル広報媒体において、イベント情報等を市民が情報を選べる（セグメント配信）仕組みにより、市民のニーズにあった情報を提供する。

② LINEチャットボットQ&Aの総合案内化の促進

Q&Aの拡充や、舗装等の修繕が必要な情報の通報ができる機能の追加。

<KPI、ロードマップ>

KPI

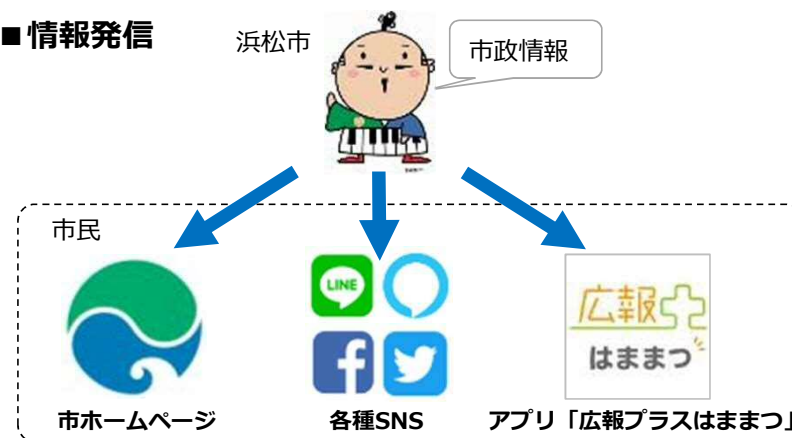
2022年度末：各種デジタル広報媒体を活用した情報発信：各種SNSの登録者総数：43万人
LINEチャットボットQ&Aの拡充：対応できる質問の数：360件
2024年度末：各種デジタル広報媒体を活用した情報発信：各種SNSの登録者総数：45万人
LINEチャットボットQ&Aの拡充：対応できる質問の数：440件

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	各種SNSの登録者総数の増加		
②	LINEチャットボットで対応できる質問の数の増加		

<取組イメージ>

所管：広聴広報課

■ 情報発信



■ 案内・相談



5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

6 デジタルを活用したコミュニケーションのUD化

<概要>

外国人住民の定住化や多国籍化の進行に伴う多言語対応、手話や音声の文字化対応など用途に合わせ、デジタルを活用したコミュニケーションの支援により、窓口等における市民サービスの向上を図る。

<取組内容>

- ① **窓口や相談業務等でのタブレット※15活用**
 - ・遠隔による多言語通訳や手話通訳の実施
 - ・音声の文字化対応の実施
- ② **各種イベントや講演会等での対応**

各種イベントや講演会等での音声の文字化対応（字幕）や遠隔手話通訳、QRコードを活用したスマホへの多言語表示の実施

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022～2023年度：各種イベント等での活用状況の把握
 各種イベントや講演会等での活用に向けたガイドラインの作成
 2024年度末：各種イベント等での活用件数（ガイドラインの周知・現状把握後KPIを設定）

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	窓口や相談業務等での遠隔による多言語通訳、手話通訳、音声の文字化の実施		
②	現状把握・ガイドライン作成	イベント等での活用の拡充	

<取組イメージ>

所管：UD・男女共同参画課
 国際課
 障害保健福祉課



遠隔通訳の実施



音声の文字化対応

5-（1） デジタル活用による市民サービス向上の取組

7 デジタル活用のサポート

<概要>

デジタル技術を安心して活用できるよう、スマホ等デジタル活用講座の開催や共助型の相談体制の構築、協働センター等へのWi-Fi整備など利用しやすい環境を整備し、人に寄り添ったデジタル活用を推進する。

<取組内容>

① 知識・スキル

- ・スマホ等デジタル関連講座の開催
- ・身近な人に相談できる共助型のデジタル技術活用の相談体制

② 環境

- ・地域に身近な協働センター等へのWi-Fi環境の拡充

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度末：浜松市が実施するスマホ等デジタル関連講座の回数：80回／年
デジタル技術相談人材の育成人数：10人／年
2024年度末：浜松市が実施するスマホ等デジタル関連講座の回数：240回（累計）
デジタル技術相談人材の育成人数：15人／年

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	スマホ等デジタル関連講座の開催（地域に身近な協働センター等）		
	相談人材の育成	相談人材の育成	相談人材の育成
②	協働センター等 Wi-Fi環境拡充	協働センター等 Wi-Fi環境の提供	

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課
情報システム課

知識・スキル



スマホ等デジタル関連講座の開催、相談支援体制の構築

環境



地域に身近な協働センター等へのWi-Fi環境の拡充

5-（1） デジタル活用による市民サービス向上の取組

8

オープンデータ化の推進

<概要>

オープンデータを活用した情報配信システム「オープンデータプラットフォーム（ODPF）」（2022年度構築）の運用により、多様な媒体を通じ市政情報を配信する。

また「オープンデータカタログ」を公開し、市民、事業者等による積極的なオープンデータの利活用を促進する。

<取組内容>

- ① オープンデータカタログの拡充
- ② オープンデータの活用を促進するためのセミナー、アイデアソン※¹⁶等の開催

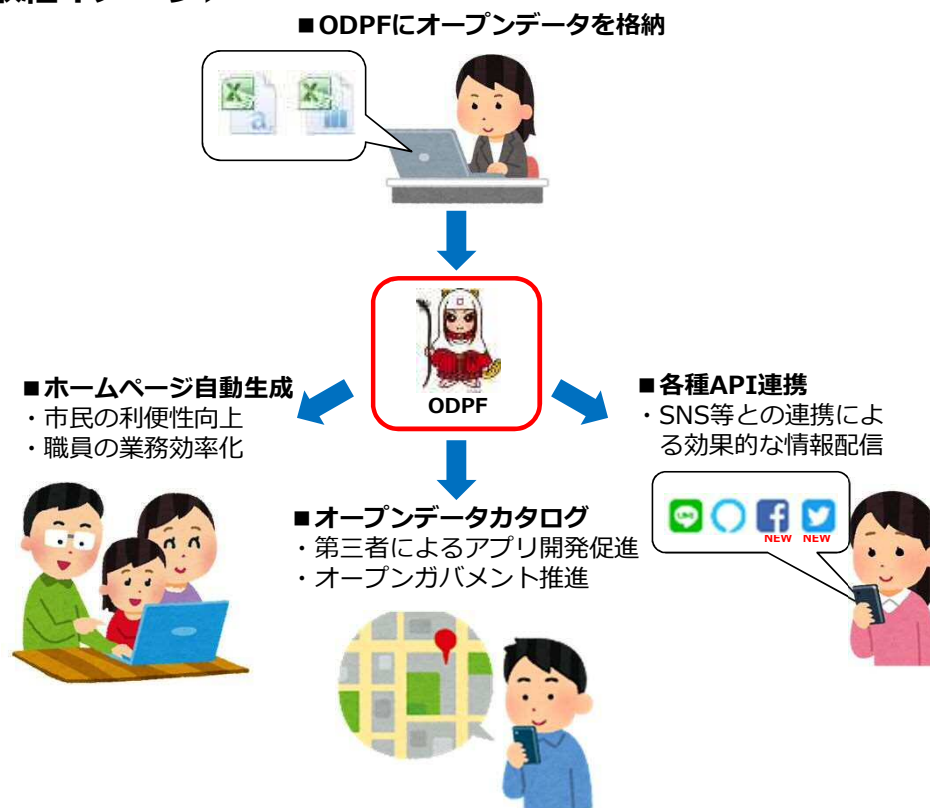
<KPI、ロードマップ>

KPI	2022年度末：オープンデータ公開数：300		
	2024年度末：オープンデータ公開数：320		

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	オープンデータカタログの拡充		
	オープンデータプラットフォーム（ODPF）の運用と機能強化		
②	オープンデータの活用を促進するためのセミナー、アイデアソン等の開催		

<取組イメージ>

所管：広聴広報課



5-（1） デジタル活用による市民サービス向上の取組

9

マイナンバーカードの普及及び利活用

<概要>

安全・安心、便利で快適なデジタル社会の構築を進めるため、その基盤となるマイナンバーカードの普及と利活用の促進を図る。また交付促進のための窓口体制を強化する。

<取組内容>

① 申請率の向上

出張申請サポート※17の強化。交付窓口の休日開庁の拡大。

② 利活用機会の拡大

コンビニ交付や行政手続きのオンライン化によるオンライン上での本人確認など、マイナンバーカードの活用機会の拡大を図る。

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度末：マイナンバーカード申請率：70.0%
住民票等のコンビニ交付率：20%
2024年度末：マイナンバーカード申請率：国の動向を踏まえて毎年度設定
住民票等のコンビニ交付率：30%

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	申請率の向上	申請率の更なる向上	
②	オンライン化の推進	更なる活用機会の創出・拡大	
	コンビニ交付等利活用機会の周知		

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課

申請率の向上



●出張申請サポートの実施 等

利活用機会の拡大



●コンビニ交付やオンラインによる手続きにおける本人確認等

5-（1） デジタル活用による市民サービス向上の取組

10

セキュリティ及び個人情報の適切な取扱いの確保

<概要>

情報セキュリティ対策や個人情報の適切な取り扱いについて、職員の研修等を通じて浸透を図り、適切に運用する。

<取組内容>

① 情報セキュリティに関する取組

情報セキュリティポリシーに基づく対策とともに、情報セキュリティ管理者（所属長）や各課情報化推進リーダーを対象とした研修を行い、職員の知識やスキルアップを図る。

② 個人情報の適切な取り扱い

情報セキュリティ管理者（所属長）や各課の情報公開・個人情報保護担当者を対象とした研修を行い、適切な運用を図る。

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度～2024年度

- ①全所属に対するセキュリティ研修(管理職・情報化推進リーダー)の実施(毎年度)
- ②全所属に対する情報公開・個人情報保護研修の実施(毎年度)

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	管理職向け情報セキュリティ研修（毎年実施）		
	情報化推進リーダー会議（毎年実施）		
②	情報公開・個人情報保護担当者研修（毎年実施）		

<取組イメージ>

所管：情報システム課
文書行政課

情報セキュリティポリシーや
個人情報保護法等の遵守



5- (2) 自治体の生産性向上の取組

1 LGX推進に向けた組織・職員意識の変革

<概要>

デジタル技術を活用し、市民の立場から見た利用者中心のサービスをデザインするとともに、社会情勢の変化に対応できる組織になるため、職員の意識改革を図り、柔軟で組織や分野を越え協力・連携する組織文化を醸成する。

<取組内容>

- ① 制度・仕組みづくり
 - ・LGX行動規範の制定
 - ・DX支援者制度の導入
 - ・ビジネスチャット※18・フリーアドレス※19を活用したコミュニケーションの促進
- ② DX人材の育成（職員研修）
 - ・デジタルに関する知識やスキルの習得（D人材）
 - ・トランスフォーメーションに取り組む意識、思考の改革（X人材）

<KPI、ロードマップ>

KPI	2022年度末 :LGX行動規範の制定、ビジネスチャットの導入 DX人材育成 研修受講者 1,000人/年 DX支援者（メンター）の育成 25人
	2024年度末 :DX人材育成 研修受講者 1,000人/年 DX支援者（メンター）の育成 75人（累計）

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	行動規範の制定	ビジネスチャット・フリーアドレスを活用したコミュニケーションの促進	
	DX支援者の育成 (25人/年)	DX支援者の育成 (25人/年)	DX支援者の育成 (25人/年)
		DX支援者制度の導入	
②	研修の実施 (1,000人/年)	研修の実施 (1,000人/年)	研修の実施 (1,000人/年)

<取組イメージ>

所管：人事課
デジタル・スマートシティ推進課



現状

- ◆縦割り、内向的な組織風土
- ◆社会情勢の変化への迅速な対応が困難

組織

取組

- ①制度・仕組みづくり
 - ・LGX行動規範の制定
 - ・DX支援者制度の構築（研修受講者で構成）
 - ・チャットコミュニケーションの促進

職員

- ◆変化に対して消極的
- ◆DX人材不足



理想の姿

- ◆組織横断的な協力、外部との連携を図る組織風土
- ◆変化に柔軟な組織文化の醸成
- ◆変革を恐れず果敢にチャレンジ
- ◆DX人材として活躍

5- (2) 自治体の生産性向上の取組

2

LGX推進に向けたインフラ環境の整備

<概要>

社会情勢の変化、市民ニーズの多様化に柔軟に対応し、組織横断的な協力や外部との連携を支えるICTインフラ環境を整備する。

<取組内容>

- ① 現行のネットワーク体系の見直し
クラウドサービス※20の利用など新しい技術を積極的に活用できる生産性の高い環境を整備する。
- ② テレワーク※21端末やモバイル端末、フリーアドレスの拡充
場所にとらわれない働き方の推進や非常時の業務継続などに対応する職場環境の導入や拡充を図る。
- ③ ビジネスチャットの導入
従来の内線電話やメールに代わるコミュニケーション手段として導入し、職員のコミュニケーションの活性化と業務効率化を図る。

<取組イメージ>

所管：情報システム課

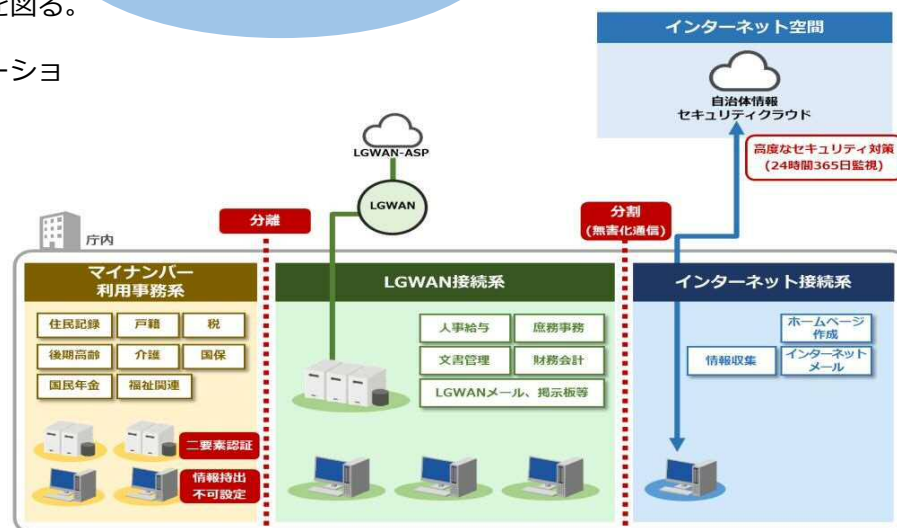
ネットワーク体系を見直し、より新しい技術を積極的に活用できる環境を整備

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度：ネットワーク体系の見直し、ビジネスチャットの導入
職員のICT環境における満足と感じている割合：30%
2024年度末：職員のICT環境における満足と感じている割合：50%

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	ネットワーク体系見直し		
②	テレワーク端末やモバイル端末、フリーアドレスの拡充		
③	導入	活用	



<出典：地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）>

5- (2) 自治体の生産性向上の取組

3

テレワーク等柔軟な執務環境の整備

<概要>

職員のライフステージに合わせた多様な働き方や、業務に応じた柔軟な働き方を可能とすることで、生産性の向上を図る。

また、現在実施しているテレワーク等の執務環境を更に整備して、災害有事や感染症の緊急事態宣言下等においても、業務を継続して実施できる体制を強化する。

<取組内容>

① 運用ルールの整備

- ・テレワーク実施マニュアル等の作成

② ICT環境の準備

- ・テレワーク端末等やサテライトオフィス※22の拡充
- ・現行のネットワーク体系の見直し（再掲）
- ・ビジネスチャットの導入（再掲）

<KPI、ロードマップ>

KPI

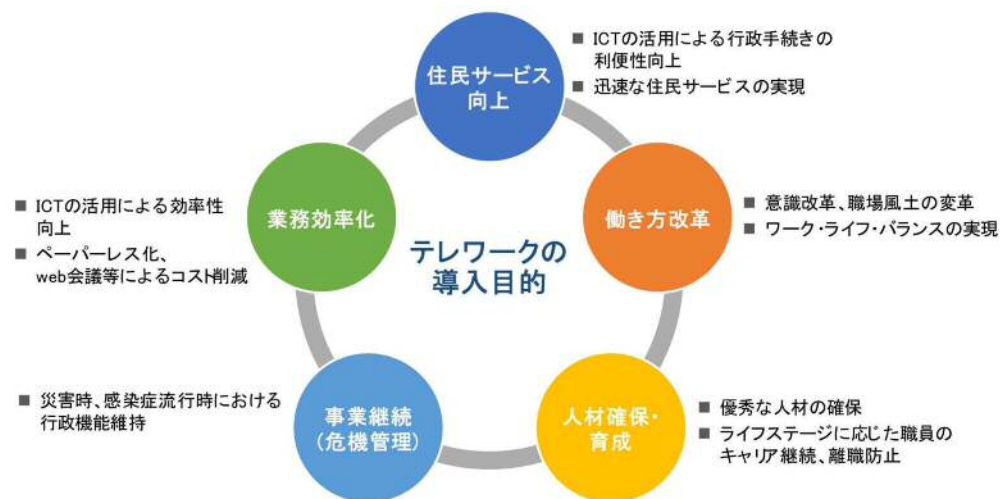
2022年度：テレワーク実施マニュアルの整備
サテライトオフィス設置：2箇所
2024年度：テレワーク実施マニュアルの運用、見直し
サテライトオフィス設置：合計4箇所以上

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	テレワーク実施マニュアル等の整備	運用マニュアル等の見直し	
②	テレワーク端末等やサテライトオフィスの拡充		
	ビジネスチャットの導入・運用		

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課
人事課
情報システム課

テレワーク導入の目的



<出典：地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き（総務省自治行政局公務員部）>

5- (2) 自治体の生産性向上の取組

4

ペーパーレス化の推進

<概要>

デジタル技術の進展やコロナ禍における働き方の更なる変化を踏まえ、ペーパーレス化を推進し、生産性の向上を図る。

<取組内容>

① 紙にとらわれない事務執行

庁内外の会議や各種打ち合わせ等において、オンライン開催やモニターへの資料投影などによりペーパーレス化を推進。

② 電子媒体による文書保管

事務室内の保管文書の電子化により、情報の検索性を高めるとともに、事務室のスリム化を図る。

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度末：庁内会議のペーパーレス実施率75%
2024年度末：庁内会議のペーパーレス実施率85%

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	会議や各種調整のペーパーレス化（取組範囲拡大）		
②	保存文書の電子化・共用化（取組範囲拡大）		

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課



紙に依存しない事務執行やペーパーレス会議の積極的な実施



どこでも必要な資料が速やかに閲覧可能な環境



執務室のスリム化・スマート化

5 - (2) 自治体の生産性向上の取組

5

情報システムの標準化・共通化

<概要>

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」で規定された標準化対象業務は、関係府省が作成する標準仕様に準拠してシステム事業者が開発した標準準拠システムに移行すること、また、国が整備するクラウド（ガバメントクラウド）を活用して情報システムを利用するよう努めることとされているため、目標時期である2025年度末までに情報システムの標準化・共通化を推進する。

<取組内容>

① システム標準化・共通化への対応

- ・標準仕様と現行システムの比較分析、移行計画作成
- ・標準準拠システムの選定
- ・システム移行、稼働

<KPI、ロードマップ>

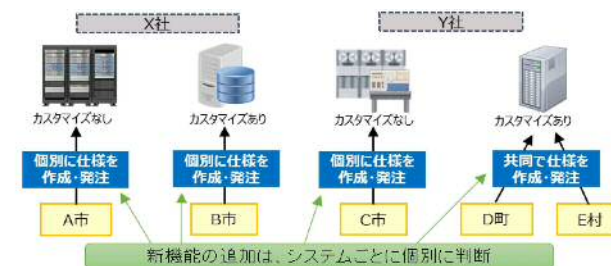
KPI 2022年度末：移行計画の策定（標準仕様と現行システムの比較分析等）
2024年度末：2025年度末を目途に20業務のシステムの標準化を順次対応

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	標準仕様と現行システムの比較分析	標準準拠システムの選定	システム移行
	移行計画作成	予算化	標準準拠システム稼働
2025年度末までに順次対応			

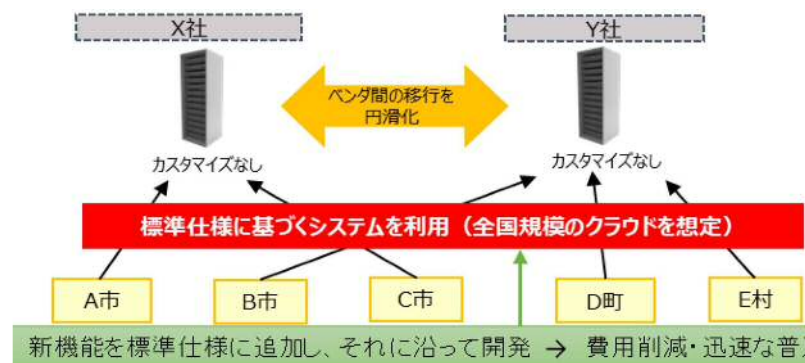
<取組イメージ>

所管：情報システム課

【標準化前】



【標準化後】



出典：総務省自治行政局 令和3年9月7日「自治体情報システムの標準化・共通化」

5- (2) 自治体の生産性向上の取組

6 デジタル活用による業務改革の推進

<概要>

2021年度に業務量全体調査を実施し、業務量やその性質（定型的な業務や紙の使用量が多い等）を把握。調査結果に基づき、BPR支援ツールを活用し、業務フロー等を点検し、デジタルを活用した業務の効率化・生産性の向上を実現する。

<取組内容>

① 重点取組業務の業務改革の推進

業務量全体調査の分析結果を基に改善効果が高いと見込まれる業務について、重点取組業務に選定し、デジタルを活用した業務改革を効果的に推進する。

② 重点取組業務以外の業務改革

各所属において、調査結果を踏まえ、BPR支援ツールを活用し、業務改革を実施。

<KPI、ロードマップ>

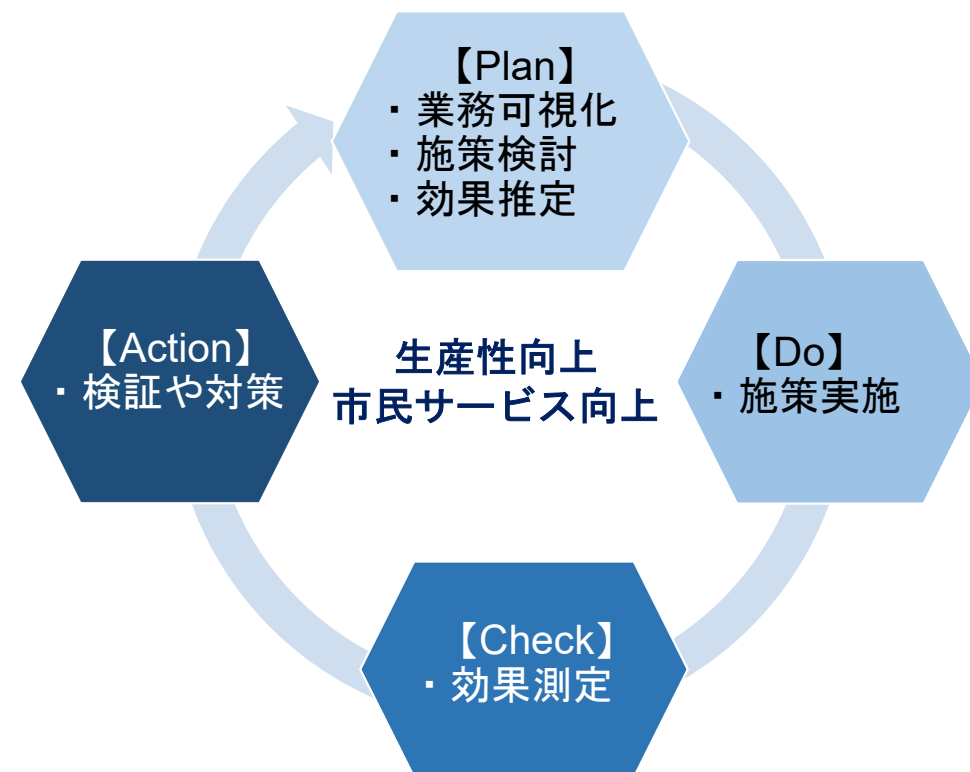
KPI

2022年度末：重点取組業務の業務改革取組件数：2件
2024年度末：重点取組業務の業務改革取組件数：6件（累積）

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	重点取組業務選定	重点取組業務選定	重点取組業務選定
	重点業務改革実施		
②	各所属における業務改革を実施（重点取組業務以外の業務）		

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課



6 用語の説明（1/2）

※本計画で使用しているケースでの意味を説明しています。

※1	ウィズ/アフター With/After コロナ	新型コロナウイルスの流行と共存する時代や世界と、終息後の時代や世界。
※2	ニューノーマル	新型コロナウイルス感染症の流行を経て移行する人々の行動・意識・価値観の新たな常態・常識のこと。
※3	デジタルファースト宣言	浜松市が2019年10月31日に行った宣言。「データ活用や地域課題解決を通じたイノベーションの活性化」「デジタル化による生産性向上」「デジタル技術やデータの活用による市民生活の快適化」を目指すために「都市づくり」「市民サービス」「自治体運営」にデジタルファーストで取り組むことを宣言。
※4	デジタル・スマートシティ構想	浜松市が2021年3月に策定した構想。「浜松市デジタルファースト宣言」に基づき、都市づくりをデジタルファーストで進めるデジタル・スマートシティ政策の基本指針。また、浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第1項に規定する基本指針。
※5	デジタルを活用したまちづくり推進条例	浜松市が2022年7月1日に施行した条例。デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民生活の質の向上や都市の最適化を図り、全ての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的に制定。
※6	ユニーディー UD	「ユニバーサルデザイン」の略。 ある特定の人だけでなく、能力や年齢、性別、国籍の違いを超え、すべての人が暮らしやすいように、人づくりや環境づくりを行っていこうとする考え方。
※7	オープンデータ	官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易かつ無償で利用できるように、公開されたデータのこと。
※8	マイナンバーカード	住民の方からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカード。ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるため、デジタル社会に必要なツール。浜松市はこのマイナンバーカードの普及と利活用の促進に取り組んでいます。
※9	エルジーエックス LGX	「ローカルガバメント・トランスフォーメーション」（造語）。デジタル化に対応した地方自治体の変革。
※10	汎用電子申請システム	地方自治体の汎用的な電子申請システム。
※11	直営施設	地方自治体が直接管理・運営する施設。
※12	指定管理施設	民間事業者のノウハウを活用することで市民サービスの向上やコスト削減等を図るため、民間事業者やNPO法人などが議会の議決を経て指定されることにより管理者になる施設。

6 用語の説明 (2/2)

※本計画で使用しているケースでの意味を説明しています。

※13	エスエヌエス SNS	「Social Networking Service」の略。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供するオンラインサービス。
※14	チャットボット	「チャット」と「ボット」を組み合わせた言葉で、質問に対し自動応答による会話形式で応えるサービス。
※15	タブレット	薄い板状のパソコンやモバイル端末などの、画面にタッチすることで操作可能な機能を搭載した持ち運び可能なコンピュータ。
※16	アイデアソン	「アイデア」と「マラソン」を組み合わせた造語で、アイデアの創出を目的としたイベントのこと。
※17	出張申請サポート	区役所などに申請サポート会場を設け、顔写真の撮影から申請までをサポートしマイナンバーカードの申請のお手伝いをする事業。
※18	ビジネスチャット	業務利用を目的として、社内外の人と連絡できるコミュニケーションツール。
※19	フリーアドレス	個人の座席を固定しないオフィススタイル。
※20	クラウドサービス	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。
※21	テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
※22	サテライトオフィス	企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市 DX 推進計画 (案)
意見募集期間	令和4年9月15日(木)～令和4年10月14日(金)
意見欄	

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 デジタル・スマートシティ推進課あて
住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
FAX : 053-457-2028
E-mail : dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜北区協議会推薦会の設置等について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	令和5年3月で現浜北区協議会委員の任期が満了になるので、新委員を選出するための推薦会を組織する必要があるため。				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	浜北区協議会推薦会の設置等に関する要綱により推薦会を設置する。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	令和4年10月 第1回推薦会 12月 公募 令和5年 1月 第2回推薦会				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	大林 克彦	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

1 区協議会の設置と委員定数

(1) 区協議会

地方自治法第 252 条の 20 第 7 項の規定に基づき、区協議会を設置するものです。委員の定数については、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（以下、設置条例という。）第 5 条第 1 項の規定により次表のとおりです。

区	区協議会の名称	委員の定数
中区	中区協議会	20 人以内
東区	東区協議会	20 人以内
西区	西区協議会	25 人以内
南区	南区協議会	20 人以内
北区	北区協議会	25 人以内
浜北区	浜北区協議会	20 人以内
天竜区	天竜区協議会	25 人以内

2 委員の資格等

(1) 委員の資格

区協議会委員の資格は、地方自治法で「当該区の区域内に住所を有する者」となっているほかは何も制限はないことから、本市の区協議会委員の資格を、次のとおり定義します。

①市民

当該区の区域内に住所を有する市民（住民基本台帳への登録が必要）です。

ただし、年齢については、客観的に見て、区協議会委員としての能力があると判断される者としてします。

②市職員の取り扱い

市職員（常勤の一般職及び特別職）は、特別な場合を除き選任しません。

また、同様に市の非常勤職員及び臨時職員も区協議会委員となることはふさわしくありません。

市議会議員についても、行政委員会等の委員の就任について辞退していることから、特別な場合を除き選任しないこととします。

※ 非常勤職員とは市職員と同様の一般的な事務を行う職員を想定しているため、消防団等は除きます。

◇ 地方自治法（抜粋）
（地域協議会の設置及び構成員）
第 202 条の 5

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

◇ 附属機関の設置及び運営マニュアル（抜粋）

市長の補助職員である市職員は、その所掌事務の範囲内で補助者としての意見を市長に述べるべきであるため、法令に定めのある場合その他特別の理由がある場合を除き附属機関の委員に選任しないものとする。国、県及び他の地方公共団体の職員についても法令に定めのある場合、知識経験者として選任する場合その他特別の理由がある場合を除き附属機関の委員に選任しないものとする。

なお、政令指定都市移行に伴い、県費教職員の任免権等が県から市に移譲されたことにより、教職員の身分も市職員となる。

(2) 委員の任期及び再任回数

①委員任期 3年

②再任回数 1回限り

再任については、「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」第4条第7号の規定により「連続して」いなければ委員になる資格があります。また、「附属機関の設置及び運営マニュアル」から、公募委員も同様の扱いとなります。ただ、幅広い人材からの幅広い意見集約という観点から、固定化しないことが望ましいです。

◇浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋）

（区協議会委員の任期）

第7条 区協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

◇浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針（抜粋）

（委員の選任）

第4条 附属機関の委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的又は所掌事項に照らし、当該附属機関が実質的かつ効果的な活動ができるよう、次に掲げる基準により選任するものとする。

- (1) 専門的な知識、公平・中立性確保等設置の目的が的確に達成される委員構成とすること。この場合において、市民から選任するよう努めるものとする。
- (2) 委員数は、原則として10人以内とすること。
- (3) 同一人を委員として選任できる機関の数は、2機関までとすること。
- (4) 男女の登用率は、委員定数の35%を下回らないこと。
- (5) 職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
- (6) 委員の任期は、法令等に定めのない限り3年を限度とすること。
- (7) 同一の委員について6年又は連続して2任期（いずれか短い期間）を超える委嘱をしないこと。

◇附属機関の設置及び運営マニュアル（抜粋）

同一の委員について2任期又は6年連続して（いずれか短い期間）を超える委嘱をしないものとする。なお、市民委員（公募）についても同様とする。

特定の委員を長期にわたって選任することは、ともすると視点が固定化し、審議会等の停滞につながる恐れがある。審議等の継続性・安定性を確保するため、特定の委員を選任しがちではあるが、意見が偏ることなく、多様な意見を反映させるためにも、特定の委員を漫然と選任しないこと。

3 委員の選任

区協議会の委員の選任については、設置条例施行規則第2条第1項により区協議会の公共的団体等の選定及び委員の推薦に基づいて市長が選任することとしています。

選任方法として、地域の活動や実情をよく認識している区協議会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦事務を行います。

(1) 委員区分

委員区分は団体推薦委員、公募委員及び直接指名委員に3つに区分されます。

①区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員（設置条例施行規則第2条第1項第1号）

ア 団体推薦委員（必須）

※ 公共的な活動を営む団体については、法人格の有無は問いません。

(例) 自治会、商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、森林組合、土地改良区、観光協会、体育協会、文化協会、シニアクラブ、PTA、NPO法人など

②前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者（設置条例施行規則第2条第1項第2号）

ア 公募委員（必須）

附属機関の設置及び運営に関する基本方針から区協議会の委員は全て市民委員となり公募による登用が原則となりますが、住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情への配慮の観点から、委員の一部を公募による者とされています。

イ 直接指名委員（任意）

上記団体推薦委員及び公募委員に該当しませんが、区協議会が推薦した者を選任できるものです。

(例) 学識経験者など

(2) 区協議会による団体の選定及び委員の推薦

区協議会が団体の選定及び委員の推薦を行うにあたり、その案を策定するために推薦会を設置します。推薦会が策定した案については区協議会で承認し、市長へ提出します。

(3) 推薦会の設置

区協議会委員3人以上7人以内で構成し、区協議会の推薦案の策定等を行います。その役割は次のとおりです。

- ・公共的団体等の選定案の策定
- ・公募委員の推薦案の策定（選考）
- ・直接指名委員の推薦案の策定
- ・公募委員の公募の方法の決定
- ・区協議会が必要と認める事務

推薦会の委員は、公平性の観点から、再任ができない委員（2期目）で構成することが望まれます。

区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）

・委員の委嘱日＝4月1日と想定

	区協議会	推薦会		区役所
			公募	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員構成の検討 ・推薦会の設置要綱制定 ・推薦会委員の選任 			
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回推薦会 公募委員選考要領決定 公募の募集要項決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・新委員について政策法務課に事前協議 （選任基準※を満たしている附属機関については、事前協議に代えて、チェックリストにより自己点検を実施する）
12月			<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員募集 広報はままつ 市・区HP等に募集記事掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員選任に係る資料作成 委員再任回数 他附属機関併任状況 公募審査等資料 公共的団体候補リスト など
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦案議決 ・新委員推薦案を市へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回推薦会 公共的団体等の選考 公募委員の選考 直接指名委員の選考 ・新委員推薦案を区協議会へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選考 	
2月				<ul style="list-style-type: none"> ・公共的団体等への推薦依頼 ・新委員就任承諾書の受領
3月				
4月				<ul style="list-style-type: none"> ・新委員委嘱 ・政策法務課及び市民協働・地域政策課へ新委員名簿提出 ・新委員研修開催

浜北区協議会推薦会の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条第の規定に基づき、浜北区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

(委員)

第2条 推薦会は、浜北区協議会委員5人で組織する。

- 2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき選任する。
- 3 委員の任期は、推薦会設置の日から、その日が属する年度の末日までとする。
- 4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

(会長)

第3条 推薦会に会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。
- 5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

(会議)

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。
- 7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

(庶務)

第5条 推薦会の庶務は、浜北区役所区振興課において処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日

浜松市規則第77号

改正 平成23年9月29日浜松市規則第51号

(題名改称)

(区協議会委員の選任方法)

第2条 条例第6条第1項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

(1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員

(2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者

2 区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3 区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては次条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては次条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5 区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改)

(推薦会)

第3条 区協議会は、前条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した3人以上7人以内の区協議会委員による会議(以下「推薦会」という。)を置く。

(1) 前条第1項第1号の規定による選定の案の策定

(2) 前条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定

(3) 前条第2項の規定による公募の方法の決定

(4) 前3号に掲げるもののほか、区協議会が必要であると認める事務

2 推薦会に属する区協議会委員は、前条第2項の規定による公募に応募することができない。

3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(平23規則51・追加・旧第2条の2繰下)